

京都市美術館条例等の一部を改正する条例(平成31年3月28日京都市条例第66号)
(美術館)

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、観覧料及び使用料の適正化を図る必要があるため、次のとおり改定をすることとしました。

1 平成31年10月1日施行分

現在、実施している再整備の期間中においても供用を継続している別館及び駐車場の使用料を改定することとしました。

区 分		改正前			改正後		
		午前	午後	全日	午前	午後	全日
別館	第1展示室	7,700円	10,300円	18,000円	8,060円	10,790円	18,850円
	第2展示室	8,700円	11,600円	20,300円	9,110円	12,150円	21,260円
	附属施設	別に定める。			別に定める。		
駐車場(1台)		1,300円			1,360円		

備考 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「全日」とは午前9時から午後5時までをいう。

2 再整備後の施行分

現在、実施している再整備の完了後における観覧料及び使用料を改定することとしました。

(1) 観覧料

区 分	改正前			改正後		
	観覧料(1人につき)			観覧料(1人につき)		
	個人		団体	個人		団体
	市内	市外		市内	市外	
一般	500円	700円	600円	520円	730円	620円
小学校の児童, 中学校及び高等 学校の生徒並び	300円		200円	300円		200円

に高等専門学校 の学生				
----------------	--	--	--	--

備考1 現行の観覧料は、京都市美術館条例の一部を改正する条例（平成30年3月29日京都市条例第47号、施行日は市規則で定める日（未施行））による改正内容を反映したもの。

2 本市の区域内に住所を有し、又は本市の区域内に存する小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒、高等専門学校の学生並びに本市の区域内に住所を有する70歳以上の者等は、無料とします。

(2) 展示室等の使用料

再整備後の美術館の展示室、展示区画等の使用料を改定することとしました。

上記1の改正は平成31年10月1日から、2(1)及び(2)の改正は市規則で定める日から施行することとしました。

京都市美術館条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第66号

京都市美術館条例等の一部を改正する条例

(京都市美術館条例の一部改正)

第1条 京都市美術館条例の一部を次のように改正する。

別表第2別館の項中「7,700」を「8,060」に、「10,300」を「10,790」に、「18,000」を「18,850」に、「8,700」を「9,110」に、「11,600」を「12,150」に、「20,300」を「21,260」に改め、同表駐車場(1台につき)の項中「1,300」を「1,360」に改める。

(京都市美術館条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 京都市美術館条例の一部を改正する条例(平成30年3月29日条例第47号)

の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までの改正規定のうち別表第1一般の項中「500」を「520」に、「700」を「730」に、「600」を「620」に改め、同改正規定のうち別表第2備考以外の部分中

「

円	円	円	円	円	円
10,600	11,700	14,100	15,600	24,600	27,100
5,400	6,000	7,200	8,000	12,600	13,900
3,100	3,500	4,200	4,700	7,200	8,000
2,100	2,400	2,800	3,100	4,800	5,300
9,500	10,500	12,700	14,000	22,100	24,400
2,900	3,200	3,800	4,200	6,600	7,300
4,600	5,100	6,200	6,900	10,700	11,800

2,100	2,400	2,800	3,100	4,900	5,400
10,800	11,900	14,300	15,800	25,000	27,500
5,400	6,000	7,100	7,900	12,400	13,700
5,500	6,100	7,300	8,100	12,700	14,000
11,100	12,300	14,700	16,200	25,700	28,300
3,000	3,300	3,900	4,300	6,800	7,500
3,000	3,300	4,000	4,400	6,900	7,600
5,300	5,900	7,000	7,700	12,200	13,500
13,800	15,200	18,400	20,300	32,100	35,400
5,400	6,000	7,200	8,000	12,600	13,900
3,200	3,600	4,300	4,800	7,400	8,200
2,300	2,600	3,100	3,500	5,300	5,900
3,000	3,300	4,000	4,400	7,000	7,700
9,400	10,400	12,600	13,900	21,900	24,100
4,200	4,700	5,600	6,200	9,700	10,700
5,300	5,900	7,100	7,900	12,300	13,600
10,900	12,000	14,600	16,100	25,400	28,000
5,500	6,100	7,400	8,200	12,800	14,100
5,500	6,100	7,300	8,100	12,700	14,000

を

13,800	15,200	18,400	20,300	32,200	35,500
3,000	3,300	4,000	4,400	7,000	7,700
2,300	2,600	3,100	3,500	5,300	5,900
3,200	3,600	4,300	4,800	7,400	8,200
5,400	6,000	7,200	8,000	12,600	13,900
					350
47,400		63,200		110,500	
15,100		20,200		35,200	
24,400	26,900	32,600	35,900	56,900	62,600
7,800		10,300		18,000	
16,300		21,800		38,000	
7,700	8,500	10,300	11,400	18,000	19,800
8,700	9,600	11,600	12,800	20,300	22,400
					250

」

「

円	円	円	円	円	円
11,100	12,250	14,770	16,340	25,770	28,390
5,650	6,280	7,540	8,380	13,200	14,560
3,240	3,660	4,400	4,920	7,540	8,380
2,200	2,510	2,930	3,240	5,020	5,550
9,950	11,000	13,300	14,660	23,150	25,560

3,030	3,350	3,980	4,400	6,910	7,640
4,810	5,340	6,490	7,220	11,200	12,360
2,200	2,510	2,930	3,240	5,130	5,650
11,310	12,460	14,980	16,550	26,190	28,800
5,650	6,280	7,430	8,270	12,990	14,350
5,760	6,390	7,640	8,480	13,300	14,660
11,620	12,880	15,400	16,970	26,920	29,640
3,140	3,450	4,080	4,500	7,120	7,850
3,140	3,450	4,190	4,600	7,220	7,960
5,550	6,180	7,330	8,060	12,780	14,140
14,450	15,920	19,270	21,260	33,620	37,080
5,650	6,280	7,540	8,380	13,200	14,560
3,350	3,770	4,500	5,020	7,750	8,590
2,400	2,720	3,240	3,660	5,550	6,180
3,140	3,450	4,190	4,600	7,330	8,060
9,840	10,890	13,200	14,560	22,940	25,240
4,400	4,920	5,860	6,490	10,160	11,200
5,550	6,180	7,430	8,270	12,880	14,240
11,410	12,570	15,290	16,860	26,600	29,330

に改める。

5,760	6,390	7,750	8,590	13,400	14,770
5,760	6,390	7,640	8,480	13,300	14,660
14,450	15,920	19,270	21,260	33,730	37,190
3,140	3,450	4,190	4,600	7,330	8,060
2,400	2,720	3,240	3,660	5,550	6,180
3,350	3,770	4,500	5,020	7,750	8,590
5,650	6,280	7,540	8,380	13,200	14,560
					360
49,650		66,200		115,760	
15,810		21,160		36,870	
25,560	28,180	34,150	37,600	59,600	65,580
8,170		10,790		18,850	
17,070		22,830		39,800	
8,060	8,900	10,790	11,940	18,850	20,740
9,110	10,050	12,150	13,400	21,260	23,460
					260

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条及び附則第3項の規定は平成31年10月1日から、第2条及び次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第1条の規定による改正後の京都市美術館条例（以下「改正後の条例」という。）の規

定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、同条の規定の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、第1条の規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(美術館)